

改正

平成29年8月18日告示第79号

平成31年2月26日告示第12号

令和3年3月26日告示第22号

塩尻市ワイナリー等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内におけるワイナリーの整備を促進することによりワイン産業の発展を図り、地場産業の振興及び強化並びに雇用機会の拡大に資するため、ワイナリー若しくは附属施設(以下「ワイナリー等」という。)の新築、増築、改築又は新設を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則(昭和44年塩尻市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **ワイナリー** 日本標準産業分類に規定する果実酒製造業又は蒸留酒・混成酒製造業の用に供する施設をいう。
- (2) **附属施設** ワイナリーに附属する事務所その他の建物であって、ワイナリーと同一敷地又は隣接地に存するものをいう。
- (3) **基準年度** 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の完了後最初に固定資産税を課されることとなる年度をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内にワイナリー等を新築しようとする者
- (2) 市内のワイナリー等を増築し、又は改築しようとする者
- (3) 既存建物の用途変更等により市内にワイナリー等を新設しようとする者

(補助対象事業等)

**第4条** 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
ワイナリー等新築事業	ワイナリー等の新築に係る建物、土地(当該ワイナリー等の用に供する土地であって、事業開始前3年以内を取得したものに限る。)及び償却資産(事業に伴い新たに取得したものに限る。)に対して課される固定資産税(基準年度以後3箇年度分に限る。)の額に相当する額	補助対象経費に基準年度にあつては100分の100を、基準年度の翌年度にあつては100分の80を、基準年度の翌々年度にあつては100分の60を乗じて得た額以内とし、3箇年度分の合計が1億円を限度とする。
ワイナリー等増改築事業	ワイナリー等の増築又は改築に係る建物(当該増築又は改築を行った部分に限る。)、土地(当該増築又は改築を行ったワイナリー等の用に供する土地であって、事業開始前3年以内を取得したものに限る。)及び償却資産(事業に伴い新たに取得したものに限る。)に対して課される固定資産税(基準年度以後3箇年度分に限る。)の額に相当する額	
ワイナリー等新設事業	建築物の用途変更等によるワイナリー等の新設に係る建物、土地(当該新設を行ったワイナリー等の用に供する土地であって、事業開始前3年以内を取得したものに限る。)及び償却資産(事業に伴い新たに取得したものに限る。)に対して課される固定資産税(基準年度以後3箇年度分に限る。)の額に相当する額	

2 補助対象事業は、ワイナリー等の新築、増築又は改築に直接要する経費が2,000万円以上であるものとする。ただし、ワイナリー等新設事業及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第

26条第1項の規定による酒税法（昭和28年法律第6号）の特例を受けて行う補助対象事業にあつては、この限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、既に交付された補助金の補助対象経費に該当する土地又は他の補助事業の補助対象経費に該当しているものについては、補助金の対象としない。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市ワイナリー等設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の固定資産税の額の確定後、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 固定資産課税台帳の写し
- （2） 土地売買契約書及び当該土地の公図の写し
- （3） ワイナリー等建築工事請負契約書及び当該ワイナリー等の平面図の写し
- （4） 償却資産種類別明細書並びに当該償却資産の配置図及び平面図の写し
- （5） その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

**第6条** 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、塩尻市ワイナリー等設置事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

**第7条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた年度の固定資産税の納付が完了したときは、塩尻市ワイナリー等設置事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に納税証明書その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

**第8条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。
- （2） 法令等に違反して事業を実施したとき。
- （3） 市税等を滞納しているとき。
- （4） 操業又は営業を取りやめたとき。

（補則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年12月31日までに完了した補助対象事業に係る補助金については、令和6年3月31日後もなおその効力を有する。

**附 則**（平成29年8月18日告示第79号）

この告示による改正後の塩尻市ワイナリー等設置事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

**附 則**（平成31年2月26日告示第12号）

この告示は、平成31年2月26日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

**附 則**（令和3年3月26日告示第22号）

この告示は、令和3年3月26日から施行する。